

第25回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年8月30日（木）18時30分から21時07分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 28人（欠席者1人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、
小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、
清水八千代、鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、
町田宇平、野納敏展、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、
吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第24回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）につ
いて
- 4 その他
(1) その他報告
新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
(2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第24回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
(第18回～第24回地元協議会において出された課題)

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)
【総括的な提案】

【資料4】 第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等(案)

【資料5】 災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方(案)

【資料6】 災害廃棄物の受け入れ時以外(通常時)に関するふじみ衛生組合の考え方(案)

【資料7】 第9条第2項に定める遵守事項(案)

【資料8】 第10条に定める専門組織

【資料9】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設のあり方に関する覚書(案)

【参考資料1】 周辺環境大気汚染物質濃度の測定方法について

【参考資料2】 放射能の基準について

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : 本日も両市の参与さんにご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。また、参考意見をいただくためにJFEエンジニアリング、パシフィックコンサルタンツに出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。また、会議の時間、8時半を予定しております。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日、29名の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

また、前回の会議の中でもありました地元協議会の日程を1回追加すること、このことも考えておりますので、後ほど諮らせていただければと思っております。

今後の新ごみ処理施設のスケジュールから、9月には協定書をまとめた
と思いますので、本日は少なくとも第3章の質疑を終わらせたいと思
いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。また、事務局、ふじみ衛
生組合側も皆様のご要望にできるだけお応えをして速やかな議事進行をお
願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 報告事項

第24回ふじみ衛生組合議事録要旨について

F 委員 : この議事録というのは基本的には、ここで話した分が書かれていると考
えていいんですか。

会 長 : もちろん、そうです。

F 委員 : そこでの質問ですけど、私、前回のときにこの日程を心配しているって
いう話をして、私が議事進行について意見を述べた後に、A参与のほうか
ら、すぐ事務局側のほうとしてもそれは心配しているという意見があって、
私は参与のほうから出た発言が、捉え方によっては左右両方からとれます
よねと。見切り発車ということを私は懸念していたもんですから、左右ど
ちらからもとれる話で、それはすごく今参与が言ったことはとり方によっ
ては非常に危ない話ですよということをしてたしか発言したはずなんだけ
れども、そのことを一切これは抜けているんですね。

ただし、そこは精神論はそれでいいんだけど、b副会長のほうがそ
の後に、私の意見を取りまとめるような形でここに書かれていますから、
よしとしますけれども。だから、議事録というのほどこまでの議事録なん
ですかと。意図的に、不適切発言だから抜いたんだったら、それで結構な
んですけれども。

事務局 : ほとんど全文的に載っています。意図的に抜くとか、そういうことは一
切やっていません。

F 委員 : それはそうだろうとは思いますが、私は間違いなくそのように発言
したことを記憶しているんだけど、その項目は。参与が発言した後に、
副会長が発言する、その間に私が発言しているはずなんです。

事務局 : 後で確認させてください。

F 委員 : ただ、これは取りまとまっているのでよしとしますけれども、音声によ
る議事録はどこまで再現しているんですかと質問をしたかったです。

事務局 : 次回でも確認した結果をお知らせします。
B 委員 : 緊急質問します。
会 長 : 議事録要旨についてでしょうか。
B 委員 : いいえ。
会 長 : ちょっと待ってください。では、議事録についてはよろしいということ
でいいですか。

(「異議なし」の声あり)

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）
について、第1章、第2章ですが、前回協議した課題等についていろいろ
ご意見がありました。前回ご意見があったことに対しまして、資料2、資
料3、資料4及び資料6で本日方向性が示されております。事務局から説
明をいただきまして、その後一括で質疑を行いたいと思います。

B 委員 : この協議会の議案に対する関係ということですから、1分間だけ質問さ
せてください。23日のふじみ議会の中で、三鷹と調布の条例案を出す
という件です。

会 長 : その他でやってください。

B 委員 : 我々はこの条例で、これ縛られるんですよ。

会 長 : その他でやってください。説明をお願いします。

G 委員 : それでは資料2、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する
協定書の課題（第18回～第24回地元協議会の課題のまとめ）、これを皆
様、お手元にご用意ください。それから、資料の3、資料の4、資料の5、
資料の6、資料の7、資料の8、資料の9、それと参考資料の1、場合によ
ってはこちらまで使いますので、その横に置いておいていただければと
思います。

それでは、私から第1章、第2章についてご説明をさせていただきます。
まず資料の2をごらんください。前回の議題となりましたところが青色の
字で書いてございます。2枚目の後ろのほう第2章第7条というところに
青い字がございまして、そこをごらんいただきたいと思っております。第2章
環境保全対策、第7条、ご意見といたしましては騒音、振動、臭気に関す

る規制値を示すこと。その回答といたしまして、資料4のとおり基準値を追加しますということでございますので、今度は資料の4をごらんいただきたいと思っております。

資料の4を1枚めくっていただきますと、2としまして、騒音・振動、臭気、排水の測定項目、測定方法及び回数等という表がございます。その一番右のところに、やはり青い字で基準値と書かせていただきました。騒音につきましては、午前8時から午後8時まで60デシベル以下、午前6時から午前8時まで、及び午後8時から午後11時までが55デシベル以下、午後11時から午前6時までが50デシベル以下というように基準値を書かせていただいております。振動につきましても、午前8時から午後8時までが65デシベル以下、午後8時から午前8時までが60デシベル以下というふうに書かせていただきました。

また、臭気指数につきましては、12以下という基準値を書かせていただいております。

また、排水につきましては非常に項目が多いものですから、この表の中にはとてもまとめ切れませんので、下水道施行令及び調布市下水道条例に定める排水放流基準以下という文言で表示をさせていただいております。これが1点目でございます。

続きまして、2点目でございます。環境影響評価の周辺7カ所で年4回、平成25年度に測定を確実にやっていただきたいというご意見でございます。これにつきましては、行いますという回答ですが、それがどこに書かれているかという、同じ資料4でございます。資料4の今見ていただきました騒音・振動、臭気の隣、右側です。3、周辺大気の測定項目、測定方法及び回数等の表の下です。注1というふうに書かせていただきました。

注1といたしまして、平成25年度は上記の測定場所に加え環境影響評価で実施した7カ所で年4回測定し、問題がなければ平成26年度より上記のとおりとするということで、平成25年度につきましては7カ所で4回、上の表とは別に行うということをも明記させていただいております。

続きまして、3点目でございます。常時測定は、専門家の意見を聞くという前回の回答であった。その後、専門家の勉強会が行われ、周辺環境の2点の測定について、大気質の常時測定はあまり意味がないということであったかと思う。しかし、こういう公式の場ではまだ資料が出ていないの

で、話としては聞いたけれども、資料としては出ていないというご意見でございます。

これにつきましては、専門家のご意見として文書でお示しをしますという回答でございます。その文書がどれになるかという、本日お配りしました参考資料の1でございます。順番でいきますと資料の9の次に参考資料の1というものがついていると思います。周辺環境大気汚染物質濃度の測定手法についてということで、勉強会の講師でお招きいたしました一般財団法人日本環境衛生センターの藤吉先生からいただいたものでございます。

結論といたしましては、施設周辺（最大着地濃度出現地点）における大気質の常時測定は焼却施設からの影響だけでなく、通行車両や他の工場等の稼働に伴う影響も受けてしまうため、焼却施設の影響を調査する手法としては好ましいとは言えず、これにかわり最近環境基準が制定されたPM2.5とその成分分析により負荷割合を測定するほうが、焼却施設の影響を判断するには適していると考えられるということで、下のほうに補足説明が（1）から（7）までございます。また、（7）にこの方法の詳しい説明を別紙に示すということで、次ページから、やり方を示しているということでございます。これが3点目のご質問に対する回答でございます。

続きまして、4点目でございます。一酸化炭素、二酸化炭素、排ガスの量、湿度並びにばいじん測定の中に重金属、希少データ、PM2.5を測定して公開することということで、資料の4のとおり項目を追加しますということをお答えをさせていただきますので、また資料の4に戻っていただきたいと思っております。

資料の4の一番、最初の部分です。排ガスの測定項目、測定方法及び回数等というところでございます。今までは水銀までが書いてあったんですが、水銀の下に一酸化炭素、そして排ガス中の鉛、排ガス中のカドミウム、排ガス中の亜鉛ということで、一酸化炭素と排ガス中の重金属類を測定しますということをお知らせさせていただきます。これが回答でございます。

続きまして、5点目でございます。現在の周辺環境（2点）を季節ごとに年4回行っているの、年4回やっただいて、変化がなければ、三、四年たったなら年2回に減らしてもいいのではないかというご意見ござい

ます。これにつきましては、平成25年度は年4回行い、問題がなければ、以降は年2回といたしますということです。特にこれについては、どこにも表示はしてありませんけれども、これはこの会議録でしっかりとどめさせていただきます。25年度につきましては、三鷹市立南浦小学校と調布市のしいの木公園におきまして年4回測定を実施したいと考えております。

続きまして、6点目でございます。空間放射線量の測定場所について、敷地境界の東西南北4カ所をつけ加えることというご意見で、これにつきましては資料4のとおり追加いたします。資料4の一番最後のページでございます。4、放射能に関する測定項目、測定方法及び回数等の表の一番下でございます。空間放射線量率の表の測定場所のところに青い字で、敷地境界東西南北4カ所というものを新たに加えさせていただきます。

続きまして、第9条になります。第9条の青い文字で書いてあるのが7点目でございます。第9条に係る資料6にある交通安全対策の4番目に、「一般道路において施設に搬出入する車両に起因して頻繁に交通渋滞が生じる場合には、解消策を講じる」ということを検討することというご意見でございます。

それについての回答でございます。資料6の表は、協定書の第9条に係る交通安全対策について、三鷹市、調布市に要望する事項ですので、この文言につきましては協定書の第9条の第5項で書かせていただきたいということでございます。実際どのように書かせていただいたかということですが、これは資料の3になります。

資料3、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)、これを1枚めくっていただきまして、右側に第9条が出てまいります。交通計画と安全対策という第9条でございます。これに第5項として青い字がございます。第5項、乙は施設に搬出入する車両に起因して一般道路において頻繁に交通渋滞が生じる場合には解消策を講ずるものとするということで、これにつきましては協定書の9条第5項に書かせていただきました。

とりあえず第2章まではこれで終わっています。次が第3章になりますが、第3章につきましては本日再度行いますので、ここで切らせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会 長 : ただいま説明のあった第1章、第2章につきましては、何か質問のある方。

B 委員 : 第9条の文面でございますけれども、別表4というのがいつの間にか消えてなくなっていますね。まずその説明。なぜなくしたのかなと思うんですけども、その説明がないということ。これを読みますと、要するに安全対策についてはこのようにしますということを書いてあるんですけども、前条の要綱は甲乙協議のうえ別に定めるものとするというふうになっていますけれども、別に定めるというのはどこで定めるのか説明していただきたいとことが1点。

乙は構内における車両の渋滞を防ぐ最大限の努力をするものと。最大限の努力をしたって困りますよ。これは再三言っているように、A B C Dゲートを中央から扇型にすれば速やかに解消するのに、多数決をもって、ここにも書いてある結論が出た。結論ではないですよ。多数決で採択したということが正しいということは、前回の議事録にはっきり書いてあると思います。したがって、ここは構内に最大限の努力をするということではなくて、一方通行とか、そういう規制値をどうしてやるのか。どうしてDゲートを廃止するのかということを、我々に懇切に説明しなくてはならないということは、事務長にも前回お話ししてございます。

4項目ですか、交通整理員を配置するなんて、今どこでもやっているじゃないですか。こんなものは改めて書かなくたって当然ですよ。それよりも大事なものは、この中で一般道路の交通渋滞が生ずる場合には対策を講ずるものとするということになっておりますけれども、これ、前回にもたしかどこかの人が再三言っているわけです。これについては、渋滞を防ぐために構内に追い込むようなことはしないでくれということ再三申し上げてありますから、待機駐車場にするようなことをしてはならないという条文に、4項目を直していただきたい。

a 副会長 : まず、Dゲートをそのまま廃止しないでおいたらどうかというご意見でございます。これにつきまして、再三私どものほうからも言うておりますように、構内の巡回につきましては、この地元協議会の第8回、9回、10回と、3回にわたりましてこの地元協議会の委員の皆さんで協議した中で、そのような形で進めましょうということで決まったところでございます。

それにつきましてB委員からご意見もありましたので、その中で、もしやってみて、それがぐあいが悪いということであれば早急に見直しをする

という条件がついております。そのような形で了解いただければと思います。

それから、4点目の、待機駐車場の件につきましては、たしか大分前の環境影響評価書の案等の中でそのような表現がありましたけれども、B委員からもそういう待機等がないようにということがございましたので、まさに新ごみ処理施設の入り口における計量器を1台ではなくて2台にして、待機をしないように、スムーズに入れるようにということで考えたものでございます。

あとの点については、G委員より説明いたします。

G 委員 : ご質問のございました別表4がなくなっているのではないかという点でございしますが、これは、本日は資料の7でございします。資料の7に、第9条第2項に定める要望事項の案ということでお示しをしておきまして、これは前回の別表4と何ら変わるものではございません。よろしく願いいたします。

B 委員 : 変更になったと、そういうことですか。

G 委員 : 表の資料の番号が変わったということでございます。

B 委員 : 説明してくださいと言ったんですから、そう言えばいいんですよ。

第4表はこの資料の7に入ってますよ、そういうことですか。

E 委員 : 対比表の2枚目の第7条のところですが、先ほどの説明で、常時測定については専門家のご意見の参考資料1がついていますように、あまり意味がないですよとの見解ですね。それについては了解しました。ただ、きょう配られたので完全に理解できないのですけれども、参考資料1をよく見ても、要は常時測定してもバックグラウンドの値とあまり変わらないので、それよりはPM2.5を測定したほうが今後有効ですよと書かれています。

皆さんもご存じだと思いますが、PM2.5というのは今後数年後にいろいろ問題になってくるような要素かもしれない。それで、PM2.5をはかるといいですよと、それで、もう一つは、焼却炉から出てくる排ガスの拡散までわかりますよということが書かれています。であれば、なおさら、PM2.5を測定してもらいたい。別表の4の中には、ばいじんとか、浮遊粒子状物質という表現になっていますけれども、もうちょっと明確にPM2.5という規定をしてもらいたというのが1つ。

それから、この専門家の意見の裏のほうに、2枚目のほうに非常に難しいことが書いてありますけれども、これはどう読むかという、煙突から出てくる粒子状物質の組成をはかりなさい。そして、測定値、周辺の環境で同じくPM2.5の組成をはかりなさいと。それによって、どれだけの成分差でこの焼却場からの影響の程度がどのくらいかというのがわかると書かれています。したがって、いわゆるばいじんの中のPM2.5は、今までのようにPM2.5が何mg/m³あるという測定だけではなくて、その組成をはかりなさいということを書かれていますので、そこは明確にしておいていただきたいなど。

誤解があるといけませんけれども、別表の表のところ、いわゆるばいじんの濃度と書いてあるけれども——ばいじんの濃度は測定されてもいいんですけれども、ばいじんの中身を測定しなさいというふうに先生はおっしゃっているので、そこを明確に追加していただきたいなと思います。

それから、同じく対比表のその下の酸化炭素、二酸化炭素、排ガス量、温度等々を測定してください、そして公開してくださいということについては、資料4のとおり追加しますということは、資料4に書かれていないものは追加しないということですね。資料の4には、一酸化炭素は追加されたんですけれども、通常排ガスの温度であるとか、二酸化炭素の量だとか、排ガスの量だとか、いわゆる普通の物理量みたいなものは含まれていない。資料4の中には、この表では項目として追加すると書かれているけれども、実際に出された表には入っていない。

この辺は、いわゆる法規制値ではないかもしれませんが、この焼却炉からどれだけのものが環境に排出されるのか、こういうものを調べることが当初この施設をつくる時の学習機能の1つだろうと思うわけです。ちなみにごみを288トン燃やすと。そうすると、水分が60%ぐらいあるんでしょうから、100トンぐらいの固形分があると。100トンぐらい燃やしたら何になるかという、灰に20トンか30トンぐらい。

あとは何になるかという、ほとんど窒素とか炭酸ガスになっているんです。炭酸ガスというのは、量でいうと数十トン単位で——もっと多いかもしれませんが、そういうのが出てくる。ボリュームからいうと圧倒的に多い排出量なので、そういうものが今後の環境影響だとか、ほかのものとの兼ね合いを考えたときに、ごみをどれだけ減らさなきゃいけない

かとか、そういう動機づけになるわけなので、そういう基本的な数字みたいなものは、いわゆる規制値云々ではなくて、この新しいふじみごみ処理施設を運営するのに、そういうのをデータとして捉えておくことをお願いしているわけです。

G 委員 : まず1点目のPM2.5の測定でございますが、私どもといたしましても、先生のご意見を踏まえまして、可能性について今まさしく検討しているところでございます。コンサルタントのほうに測定を何とかできないかとお願いしているんですが、通常の大気からとるのは簡単なんですけれども、煙突の出口からPM2.5を測定する方法がなかなか見つからないということで、私どもも検討しておりますので、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

それから、2点目でございますが、二酸化炭素の量、温度等、これはおっしゃるとおり、確かに規制物質ではありませんので、こちらの表に加えるというよりも、例えば他の清掃工場でも出している環境報告書、そういったものに載せてはいかがかなと思っております。特に二酸化炭素につきましては、直接測定するわけではなく、ごみ量やごみ質で計算をして出しますので、環境報告書のようなものに載せてはいかがかというふうにご提案させていただきたいと思います。

E 委員 : それは回答の中に入れておいていただければいいですね。

G 委員 : 表に載せるのではなくて、環境報告書に載せるということで、この議事録にとどめさせていただけるということであれば、この議事録で確認したいと思います。

会 長 : そういう形でよろしいでしょうか、E委員。

E 委員 : はい。それから、もう一点、今のところ。周辺環境を1年間追加して4回はかるというんですけれども、1年間でいいのかなと。ちょっと素人目では、1回だけですからね、要は。2年ぐらい、最低でもはかってもらいたい。今操業前は何回はかっていますか。

H 委員 : 丸1年です。

E 委員 : だから、2年はかることですね。

G 委員 : 操業前1年、4回です。

E 委員 : 1年というのも少ないような気がするんですけど。皆さん、どうお思いになるかわかりませんが。

○ 委員 : 第1章の3条の2ですね。これは資料3ですね。乙は、近隣自治体とのごみ処理相互支援協定を締結するときは、事前に甲と協議するものとするというんですね。これは、協議というのは一般に相談という意味に私どもはとっているんですけども、協議し、決定すると。そうすると、第2項の相互にごみを事前に甲に報告するものとするというふうにつじつまが合うんですけどもね、相談するだけでは決定か何かわからないですね。締結するときは、やっぱり甲と協議し、決定するものとする、こういうふうをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

A 参与 : 今のご指摘は、地元協議会の皆さんのお気持ちからすれば理解できるころではありますけれども、このふじみ衛生組合のいろいろな方針の決定というのは、基本的に普通の調布市とか三鷹市と同様に、二元代表制の中での議会と、市役所でいえば市長、ここでいえば管理者ですけれども、正副管理者というふうに言ったほうがいいと思いますが、そこしか決定権はございませんので、そういう意味で事前協議とさせていただいていると。決定は正副管理者がして、議会で承認を得るとというのが正式なものですから、そういう形にさせていただいています。

ただ、この事前協議は、この前はたしか報告とか、そういうふうになったと思いますから、それに比べて、もちろん地元の方のご意見が決定する上で大変重要な要素になりますから、その事前協議の重みというのは十分あるということをご理解いただきたいと思います。

○ 委員 : そうしますと、この協議会という重さですね、これはあくまで二の次、三の次になって、政治的にと言ったら語弊がありますがけれども、一応その取り決めの、この前私が申し上げた地域協定だとか、ブロック別の協定だとか、そういうものが優先するんじゃないかと、そういうふうに感じられるんですけども、いかがでしょうか。

A 参与 : 協定は、そういう意味で地元協議会を構成している各構成団体と、そのふじみの組合のほうで協定を結ぶわけですね。ですから、その協定は結んだことについて正副管理者と議会の承認も得るわけですから、そういう意味で、それが具体的に実効性のあるものとして縛るという意味では非常に重要なものになってくるわけですね。ですから、その協定に載っているものは重要なわけですけれども、協議会自体が決定権を持つというふうになると、それはちょっと法的には問題があるということになります。そうい

うことです。

ですから、重要な重さを持っていますよ。ですから、十二分に事前協議は諮られることになると思いますけれども、あらゆることが全てこの地元協議会の決定を経なければいけないというふうにはならないと。それは組合としての意思決定は正副管理者と議会のほうに委ねられているというふうにご理解ください。

○ 委員 : 副市長のお話はよくわかるんですけども、そうしますと我々議論していても、最終的には、ある強力な問題が起きて——東日本大震災みたいなものですね、起こるとこれが優先するということになって、この協議会という自治の議論というか、討論というか、協議が薄くなってしまわないかという懸念がございます。だから、せっかく調布と三鷹が合議してやっているんですから、多少なりともこの協議会の重要性は反映してもらわないと困ると思うんですけども、その1点だけつけ加えさせていただきたいと思うんです。意見で結構です。

A 委員 : 前回、2章まで大体いいんじゃないかというふうに申し上げましたけれども、協定書の課題のほう、資料2、第2条の3の一番頭のところなんです。ごみ処理基本計画への参画については検討しますという文章で、事務局対応の方向性が示されています。協定書には情報公開のところ3がつけ加わって、計画について情報提供に努めるというふうになっています。情報提供は一般的にどこでもされるわけですから、当然のようなことがつけ足された。

私の質問は、基本計画の参画については検討しますと。要望は地元協議会の代表を参加させろという要望なんです。この委員会は別の条例のもとにつくられている委員会でしょうから、そちらの専任のいろいろな基準があると思いますけれども、検討しますという場合に各市、それぞれの市は地元協議会委員の中から選ぶという意図がおありで、今後の再任、新しく選ぶときにここから委員を加えるというお考えがあるのかどうか。

これは参画について検討するという事は、答えがどこにも出てきていないので、ちょっとその質問をして両市の考え方をお聞かせいただければと。

Q 委員 : 調布市です。こちらの検討については、その話題があったときにもお答えはしましたけれども、現在の私どものごみ処理基本計画についての検討

は、諮問・答申ということで、ごみ減量及び再利用促進審議会で検討しています。そちらについては市民や学識経験者、事業者など15人以内で構成をしております、現在のところその構成を大きく変更するという考えには至っておりません。

そこで、参画については、1つは市民という枠で出ていただくということと、もう一つは、地元協議会の中でも環境活動に、そういう団体の活動をされている方もいらっしゃるれば、その枠でも参画ができるかなと思っています。

それと、もう一つは、検討内容によっては、別に審議会に参加して意見を聞くということで、任意の参加ということもできますので、その中でごみ処理基本計画への参加ということで捉えていきたいと思っています。現在、ちょうど7月に改選をしましたので、2年間の任期が今各委員にありますので、欠員等が生じた場合についてはその欠員を補充するということはありませんけれども、2年間は現行の委員で検討していく。この基本計画が今まさに検討中で、平成24年度に策定をするという予定になっております。

したがって、もし現在の状況についてどういう状況なのかということとはご説明しますし、もしそこでご意見をいただければ、その審議会の中で報告し、議論していただくということは可能ですので、そのような参画について考えているところでございます。

C 委員 : 三鷹市についてお答えをいたします。現在のごみ処理総合計画は2015と書いてございまして、平成27年度まで計画期間を持っています。それで、ちょうどここで改定を行ったところです。ですから、今度期間が来る前に、前回の例ですと市民検討会議を設置して、そこで皆様のご意見を伺うという形を、審議会等も含めて広くご意見を伺う機会をとったところでございますので、1つには、そういった市民検討会議の中に、今ご要望のあるような形でメンバーとして入っていただくかどうかということですね。

もともとメンバーにはそれぞれ地域の方に入っておりますけれども、こちらのふじみの地元協議会としてメンバーを入れるかどうかというのは十分考慮できると思います。あと、一方、三鷹市としてごみ処理総合計画をつくる、例えばその素案といいますか、ある一定の段階でこちらのほうにメンバー全員に情報提供するとか、そのあたりは、今後、いろい

る考えられるのではないかというふうには思っております。

B 委員 : 先ほどA参与から、議会の承認がないと決定ではないと。したがって、この協議会における決定事項はそういうことではないというような発言がありましたけれども、そのために今三鷹と調布市の、逆に言えば、ふじみ衛生組合の管理者と今対話をして協定を結ぼうとしているんですから、お互いに決めたことは拘束されると思うんです。そういうことではないかと思うんです。それが1点目。

2点目は、23日のふじみ衛生組合の議会に傍聴に行きました。会長と私と、ちょうど2人、傍聴に行きましたけれども、我々の全然関知しない三鷹と調布のふじみ衛生組合の処理施設における条例というものが上程されて、二、三質疑があったのかな、するするっと条例が通っています。

これは、事務長に再三お願いしているんですけども、そういうことをどうしてここの協議会の委員に配らないんですか。あの条例の中で、私はあそこで突然見たわけですから、よくわかりませんが、3条1項では、家庭内におけるごみその他の焼却、3条2項ですかね、その他、管理者が処理することが必要であると認めるものということになっている。あれは何ですか。会長に聞いたけれども、ご存じないようでしたので、一体ことはどうなんだと。

そういうことを条例ができてしまったよと、皆さん、これですよと後から出すんですか。きょう出てくると思ったら、出ないじゃないですか。そういう条例をつくっておいて、どうして我々委員に出さないんですか、説明してください。

それと、説明すると同時に、議会提案、1号議案、皆さんに配ってくださいよ。要求します。

a 副会長 : まず、1点目につきましては、まさにこの協定をこれから結ぶということになりますので、協定につきましては甲乙、それぞれが誠意を持って守っていくということでございます。

それから、2点目の議会の関係でございます。初めてお聞きする方もいらっしゃると思いますので、説明させていただきます。新ごみ処理施設が、4月から稼働するに当たりまして、今まで両市のところに事業者等から直接持ち込まれている可燃ごみについて、それを10キロについて350円の手数料をいただきますという条例の趣旨が中心のものでございます。

今B委員からそのようなご意見をいただきましたので、早速郵送等でお配りをいたしまして、ご質問等がある方は遠慮なくふじみ衛生組合のほうに言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

B 委員 : あの中で3条1項、2項もそうですけれども、6条もいわゆるルートとか、出入り口とか、ここで言う昔の4表、今で言う7表ですか、これに関連して出入り口も規制していたんですよ。どういうふうなところで、どういうふうに入れ、そういうふうになっているはずですよ。横に読んでいますから、私の理解が本当かどうかはわかりませんが、まず資料を配って、我々にちゃんと説明して、しかるべく後に協議会があるべきじゃないですか。

A 参与 : 議会を傍聴していただきまして、ありがとうございます。業務系のごみとか家庭系のごみを直接ごみの処理場に持っていくときの値段を条例で決めたということでありまして、もちろん皆さんのご議論していることに関連はしますけれども、間接的に関連しているということでありまして、今B委員のほうでごみの搬入ルートとか、そういうのと関係していることも決められているんじゃないかというようなご指摘がありました。そういうことは全く関係ありません。全く条分を書いてありません。

ですから、値段のことが書いてあるだけです。そういう意味で、議論の時間が大変少ないということでありまして、私ども、特にこのことは間接的には関連していることは十分承知していますけれども、特に資料配付等をしてこなかったということがございます。必要な方もいいし、全員でも結構なんですけれども、後で郵送させていただきたいと思います。今直接的に関連していることを中心に議論していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

b 副会長 : そろそろ1章、2章を終わらせていただきたいと思っております。時間がだんだんなくなってくるので。3章は本日の主題でございます。ただ、1つ、O委員の質問というのは非常に重要な指摘だと思っております。その部分はさっきA参与からお答えになったとおりでと思います。

ただ、地元協議会では、まずこの部分は報告だったんです。それから協議になった。そういう経過をO委員、ぜひ頭に入れていただきまして、この場で地元協議会が全員一致で反対しているような状況の中で、管理者が独断ですることにはなかなかできないだろうという理解の上に立って、

我々は考えているというぐあいにはぜひご理解いただきたいと思うんです。

そういう重みを、これからこの地元協議会は10年、20年と持っていかなければいけないんです。だから、O委員の精神というのは非常に貴重だと思いますので、ぜひ今後も生かしていただきたい、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

会 長 : 議会の条例の件に関しましては郵送するというございますので、それを見てからまた個別に話をさせていただければなと思います。

B 委員 : 個別じゃなくて、ここでやったらいいんじゃないんですか。

会 長 : そんな必要があるかどうか。

B 委員 : 個別に言われても、今みたいに。済みません、ここでやってください。

会 長 : ですから、郵送されて、それをよく見た上でやっていただきたい。

F 委員 : 限られた時間だからてきぱきとやりたいと思うんだけど、やっぱり事務局側のほうに申し入れをしたいんだけど、私、2回前の議会のとときに、ふじみ議会に出席してこうだったという話をしたと思うんです。だから、事務長のほうが、やっぱり今B委員から出るように、ああいう意見が出る前に、ふじみ議会で決定して公開していい内容であるならば、やっぱり骨子だけでも紙で配ればいいんですよ、この資料の中に1枚として。そんなことでぐずぐずしていたら、時間がどんどん足りなくなっちゃうでしょう。

前に、私、Yさんとも話をしましたけれども、資料はなるべく公開するようにしますとおっしゃっていたじゃないですか。秘密事項なら、それはしょうがないけれども、そういうことで前倒し、前倒しでやって議事進行、進めるようにしないと、余計なところで渋滞しちゃいますよ。やっぱり私はやり方がまずいという点だけ苦情を言って、次は改めていただきたいというお願いをしておきます。

会 長 : 第1章、第2章についてはよろしいでしょうか。

A 委員 : A参与の今の回答でちょっと気になったことがある。事業系のごみも、値段を決めるのを決めておく必要があるということは、私はそこまで理解します。しかし、ごみの総量を私らは増やしたくない、あの周辺の住民とすれば。だから、当初から事業系のごみはないものだと考えて3条を理解していたんです。協定書3条ね、原則として組織市のごみとなっていて、その原則以外は相互支援だとか、広域支援だとかって、3条の次に出てき

ますね。

だけれども、事業系のごみは除かれているというふうに思い込んでいたんですが、含まれる可能性があるんですか。答えていただきたい。含まれることがあるとすれば、事業者はどんどんごみを入れてという問題を不安に、私らはまた突き当たることになる。

G 委員 : 第3条は、組織市の行政区域内から排出されたごみというふうに書いてありまして、家庭系ごみとか、事業系ごみとか、個別に書いていないです。ですから、三鷹市、または調布市の事業者さんが出すごみはこのごみに該当いたします。当然、三鷹市、調布市以外の事業者さんは入りませんが、行政区域内の事業者さんは市民と同様にごみを排出しますので、そのごみは入ってまいります。

A 委員 : それは入っていると。だから、そういう単価を決めるんですか。

G 委員 : はい。

B 委員 : 事務長に何回も前回質問して、議事録にはたくさん書いてあるんですけども、旧棟のいわゆる不燃物のところからのおいが12レベル以上出たら、作業はやめるんですかと言ったときに、議事録を読めばわかると思いますが、事務長から全然回答がないわけです。うやむやになっているんです。つまり、私から言わせれば逃げているんです。どこに書いてある。

もし12レベル以上の臭気が出たら、作業をやめて原因を追及して、行いますという回答が全然出ていないんですよ。原因を調査して対応します。対応します、対応しますで、可燃施設のほうはちゃんとつくってありますから、焼却炉をとめるとなっているんです。おたくのほうは何も言っていないですよ、議事録をよく読んでください。

私は、あなたに12レベル以上の臭気が出たら、作業をやめて原因を追及して、対処しますというふうに入れてください。具体的条文を言ってもいいですけども、それはおたくのほうで技術的問題があるだろうから、ここで言いかえていただきたい。そう思います。以上です。

会 長 : そろそろ第3章に移りたいと思うんですが、いかがですか。ありがとうございます。

それでは、第3章に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

G 委員 : それでは、第3章に入りますので、同じく資料の2、第3章監視体制の

条文でいいますと、第12条の2というところが青色になっていると思います。そちらをまず開いていただけますでしょうか。

「第3項、別表2に掲げる基準を超えた場合は前条（自主規制値を超えた場合の措置）に準じる」となっていて運転停止要件になっているが、「乙は、施設の稼働において、放射能に関する措置を講じるものとする。第2項、前項の措置については甲と協議するものとする」この項目の意図は何かということで、ご質問いただきました。

一方で停止すると言っておきながら、一方で協議するというので、つじつまが合わないのではないかというご意見でございます。これにつきましては、すっきりするために自主規制値の中に別表2を加えることといたしました。

資料の3をごらんいただきたいと思います。協定書です。資料の3の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。今までは、別表の2は放射能に関する基準というふうに書かせていただいていたんですが、それを放射能の自主規制値というふうに改めさせていただきました。したがって、この別表2に書いてある排ガス、排水の項目が自主規制値を超えた場合には、直ちにその系列の焼却炉を停止するということになるということです。

それに伴い、条文の整理が必要になりました。この協定書のまず第6条に戻りますけれども、この第6条に自主規制値の遵守というところに青で書いてありますとおり、乙は、施設の稼働に伴い、別表1及び別表2に掲げる各項目の自主規制値を遵守することとすると、別表2を追加しました。

それから、第12条、自主規制値を超えた場合の措置というところで、乙は、可燃施設の稼働において、別表1及び別表2に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとするということで、ここに別表2を加えました。

これに伴いまして、その下、第12条の2、放射能に関する措置の第3項、乙は、施設の稼働において、別表2に掲げる基準を超えた場合は、前条に準ずるものとするという文言は必要がなくなりましたので、これを削除したということでございます。これが条文の整理でございます。

続きまして、資料2の最後のページをごらんください。その他ということで、前回、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱（案）

についてのご意見をいただいております。これにつきまして事務局の考え方をお示しします。

資料8でございます。以前ご郵送させていただきました資料の8、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱（案）をご覧いただきたいと思っております。まず1点目でございます。ご意見として、会長、副会長ではなく、委員長、副委員長であるべきだというご意見でございます。これにつきましては、そのとおりでございますので、第4条を変えております。以前の第4条は、会長及び副会長でしたけれども、そこを委員長及び副委員長に修正しております。同様に、1項、2項、3項、4項、5項と、全て変えております。また、それに関連しまして、第6条、7条、8条、9条の会長という文言についても委員長に訂正しております。

続きまして、2点目でございます。地域住民側が2名だが、各市1名ずつ追加すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、第3条の組織でございます。第6号、(6)のところに青色で追加をさせていただきました。ふじみ衛生組合地元協議会の三鷹市・調布市の住民委員各1名ということで、各市1名、合計2名を追加させていただいて、ふじみ衛生組合地元協議会の会長とふじみ衛生組合地元協議会の副会長がいますので、合わせて合計4名になるということでございます。

それから、皆様からのご意見ではなかったんですが、第3条の第1号、学識経験者につきましても、やはり専門委員会ということで専門性を重視したいということがありますので、学識経験者につきましても合わせて2名追加させていただきまして、4名とさせていただいております。

続きまして、(3)委員会は地元協議会とどのような位置関係になるのか。これにつきましては、きょうもう少し皆様のご意見を伺いながらご回答をさせていただきたいということで、この設置要綱上はどこも変わっておりません。

続きまして、(4)委員会の任期が明確でないということでございます。私どもといたしましては、これは委員会そのものの期間なのか、委員の任期なのかというところが明確でなかったので、とりあえず委員の任期につきましては、第5条、任期というものをつけ加えさせていただきました。委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。第2項、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とするという形で、

委員の任期については明確に書かせていただいております。

なお、委員会の期間でございますけれども、本委員会は協定書に基づき設置する委員会ですので、基本的には協定書が存続する限りこの委員会も存続するというふうに考えているところでございます。

それから、本日新たに資料を追加させていただきました。資料の6をごらんください。災害廃棄物受入時以外（通常時）に関するふじみ衛生組合の基本方針（案）というものでございます。今まで災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方、基本方針についてはお示しをしたところでございますが、通常時、災害廃棄物を受け入れていないときのふじみ衛生組合の考え方がよくわからないというようなご意見をいただいておりますので、本日、あわせましてふじみ衛生組合の基本方針（案）ということで、通常時に関する基本方針（案）も資料の6として提出させていただきました。

まず1点目でございます。ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が4,000ベクレル/kgを超えた場合は、焼却灰及び飛灰の放射能測定回数を通常月1回から月2回に増やす。それから、排ガスの放射能測定回数を月1回から月2回に増やす。そして、空間放射線量率の測定回数を月2回から週1回に増やすなど、監視体制を強化するとともに、原因を調査するものとするということです。また、ふじみ衛生組合地元協議会議及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとするということで、まず4,000ベクレル/kgを超えた場合には監視体制を強化するとともに、皆様にも報告をするということでございます。

2点目、ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却灰または飛灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kgを超えた場合は、焼却灰及び飛灰の放射能測定濃度を月1回から週1回に、排ガスの放射能測定回数を月1回から週1回に、空間放射線量率の測定回数を月2回から週1回に増やすなど、さらに監視体制を強化するとともに、同様に原因の調査を行います。また、直ちにふじみ衛生組合地元協議会議及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するというので、8,000ベクレル/kgを超えた場合にはさらに監視体制を強化するというのでございます。

また、3点目でございます。ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却

灰または飛灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kgを超えた場合は、8,000ベクレル/kgを超えた焼却灰または飛灰について、国及び東京都に引き取りを依頼するとともに、引き取りまでの間、現場保管基準に従い適正に保管するものとする。8,000ベクレル/kgを超えたものにつきましては、エコセメント化施設で受け入れができませんので、そういったものについて国及び東京都に引き取りを依頼するという事です。なお、引き取りまでの間は、国で現場保管基準というものを定めておりますので、その基準に従って適正に保管をするものいたしますという事でございます。

4点目、ふじみ衛生組合は、排ガス及び排水中の放射性物質の濃度が別表2の基準を超えた場合は、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとする。また、直ちにふじみ衛生組合地元協議会議及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。これは先ほどご報告させていただいたとおりでございます。今回は自主規制値にしたという事でございます。

5点目、ふじみ衛生組合は、空間放射線量率が年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある場合は、直ちにふじみ衛生組合地元協議会議及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。ということで、焼却灰だけではなくて、空間放射線量率が年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある場合についても、同様にご報告をさせていただきます。

6点目、ふじみ衛生組合は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」に基づき、放射能濃度の測定結果について、両市の市民に対して情報公開するものとするということで、当然地元協議会議にも公表してまいりますし、同様のデータにつきまして、市民に対しても公表するものとするという事でございます。以上でございます。

E 委員 : 第10条の1項、2項、いわゆる専門委員会の設置が書かれているんですけども、3項として次のことを加えることをご諮りします。「専門委員会の活動等の報告を地元協議会に適宜報告する」ということを入れてもらいたい。理由は、この専門委員会は地元協議会との協定に基づいて設置するわけですから、問題がなければ簡単な報告だけかもしれませんが、活動の内容とか結果については報告していただきたい。もちろん協議会のメンバーが委員として、入ってはおりますけれども、お願いしたい。

それから、具体的な設置要綱の件の第1条について、前回もお話しましたが、第1条の文章はちょっとおかしい。エコサービスとの契約はあまり関係ないだろうと思う。本協定はエコサービスとふじみ衛生組合の契約の仕事についてのみ謳っているわけでもない。したがって、もし直すのであれば、「ふじみ衛生組合は本協定書の第10条の規定に基づき、地域住民の健康被害の防止に何々を行うために専門委員会を速やかに設置する」というふうに書き直していただければと。

いわゆる操業委託業者の契約がここに何で出てくるのか、全く意味がわからない。要は、今回の協定書で専門委員会を設けようと協議し定めたのであるから、それに基づいてこういうものをつくりましょうということだろうと思います。ご検討願います。

a 副会長 : 私から、1点目につきまして、まず答えさせていただきます。専門委員会の内容について、適宜、地元協議会に報告してほしいということのご意見だと思います。これは、加えるとしますと、協定書の10条の中の第3項ということでございますので、そのような形で、専門委員会の協議内容を甲といいますか、地元協議会に報告する旨を加える方向で検討させていただきたいと思います。

それから、2点目でございます。こちらにつきましては、この趣旨が、新ごみ処理施設自体が公設民営方式ということになりますので、エコサービスふじみ株式会社がこの新ごみ処理施設の運転については行う形になります。設置はもちろんふじみ衛生組合でございますので、そういう意味で運転を行いますエコサービスふじみ株式会社が契約に基づいて行う処理の運転、それについてきちっと管理していきたいということで書いたものでございます。

そこは今、私どものほうも誤解されないよう、今E委員がおっしゃられたような部分も検討させていただいて、次回そのような形で表現の調整を図らせていただきます。

E 委員 : 次回報告されるんですね。

B 委員 : 資料8ですか、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱、前回からいろいろありますけれども、協議会の内部組織として安全衛生専門委員会を設置するというような、前説明があったというように記憶しています。それで、今E委員から盛んに質問があった。これ、おかしいです

よ、何やっているんですか。専門委員会といって、前回は専門委員会として委託して調べれば、先生なり工学博士やそういう人に委託して調べるよりは、むしろ監視委員会にしよう。それも外れて専門委員会という名称になったんだと思います。

そこで、設置要綱、何ですか、エコサービスふじみ株式会社が衛生組合新ごみ処理施設契約に基づく云々。不燃物のほうはどうしたんですか。だから、おかしい。これ、不燃物抜けちゃっているんです、全文。不燃物に対して、我々がまさにこれから協定書をつくろうというときに、安全衛生専門委員会なるもの、これはおそらくコンサルタントが書いたんじゃないですか。多分そうですよ、エコサービスさんが書いたんじゃないですか。だから、これはおかしいですよ。エコサービスさんのためにやっているんじゃないんです。

ふじみ衛生組合の我々の、ふじみ衛生組合の協議会の中の組織としてつくりましょうというんですから、もちろん新しい焼却場もそうですし、向こうの中央棟といいますから不燃物処理場も入るんですよ。これを考えないでうのみにして書くから、こういうへんなものになる。協定文書になっていないじゃないですか。

会 長 : 済みません、質問内容を簡潔にお願いします。

B 委員 : 要するに設置の第1条はおかしいと。ふじみ衛生組合の協議会の中の委員会で、設置の目的は、焼却場と向こうの不燃物処理場のそういうことに関する専門委員会なら専門委員会ということで設置する。そういうことでいいんじゃないですかというのが1点。

それと、専門委員会、これはたたき台だから変えることもできるんですけども、東のほうには三鷹の保健所の所長さんがいらっしゃいますし、ふじみ衛生組合の南のほうには船舶技研、公害研究所の所長さんもおられるし、有識者なんて、医者もそうでしょうけれども、いっぱいいますよ。何でそういう人に委嘱しないのかというのが2点目。人選については、もう少し我々の中で協議させたらいいんじゃないですか。

3点、ご返答をお願いします。

A 参与 : まずこの専門委員会は地元協議会の下部組織ではないです。

この位置づけについてまたご質問もあったようですから、その点についてまずご説明をさせていただきます。地元協議会の皆さんからのご要望でこの委

員会をつくと、これは非常に大変な前進だと私どもは思っています、ぜひつくりたいという気持ちは一緒です。この専門委員会は、わかりやすく言うと、市でいうと専門の審議会とか、そういうものに当たるものです。ですから、直接に委員を任命したり、議案が何かということを経験するのは、いわゆる管理者のほうになります。ですから、管理者に意見具申をするということですが。

ですから、専門的な見地からぜひそういうことを検討していただいて、決定に際しての大きな基礎的な意見としていきたいということをごさいます。そこに、今回の地元協議会の皆さんに入っていただくのは、現場の皆さんと直面している状況についてのご意見をその専門委員の方たちだけでは決め切れないところがありますから、事務長とか我々のほうがお話しすることが一方的にならないように現場の皆さんのご意見を聞くということで、そのメンバーの方にも入っていただくということを現在考えているわけですが。

2名を4名にしたということは、これは部会を2つに分けますから。調布市と三鷹市の市民の皆さんがおありになるときに、それぞれ少なくとも両方にどんどん情報を、皆さんたちに代表としても参加していただくという性格がごさいますから、ちゃんとお伝えしていただく上で2名ずつということで、今4名ということを考えているところです。

その専門の学識の先生方をどういうふうを選ぶかについては、今B委員のほうからもいろいろな方が挙げられましたけれども、私どももそういう皆さんを想定しながら決めていきたいと思っていますし、そのことについていろいろ皆さんのほうにご相談することもあるかもしれません。それは、ぜひそういうことで受け取っていただけたらと思います。

a 副会長 : 第1条の表現につきましては、先ほどE委員から、今B委員からもございましたので、その意見を参考にさせていただいて、ちょっと検討させていただければと思います。

E 委員 : A参与の発言の受け取り方のニュアンスがかなり違ったので発言します。A参与のおっしゃるのは、平たく言うと、この今協議している協定書に関係なしにつくるんだよと、そういうふうなお話に聞こえました。もしそうであれば、第10条なんて要らないことになる。協議してきて、専門委員会を速やかに設置しましょうという合意がなされ、第10条にまとまった

わけです。地元協議会でこういう専門委員会をつくっていこうということが出てきてやっているんですね。条文は「乙が委員会を設置する」となっているから、市でやる審議会と同じように、乙の委員会である見方は、それはちょっと違うと思います。この問題が出てきたのは、議論の過程で、途中からいらっしやったからわからないかもしれないけれども、いろいろな問題が出たときに、専門委員がいいかどうかという議論もあったけれども、そういう形で迅速に対応しなきゃいけないから、そういうのを設けようという話が出てこういうふうになったと思っている。

だから、それがこの地元協議会の下部組織ではないのだ、という感覚は協議してきた我々からすると納得がいかない。協定について議論しこういう委員会を作りましょうということでやっている。だから、先ほどの事務長のお答えのニュアンスも、エコサービスに仕事をしてもらうのだから、エコサービスとの契約に関してと、仕事を限定して、委員会を設けるという話だけでも、もともとはそうではないですね。

だから、そこは誤解があるんじゃないかな。ニュアンスが違う。そうになると、全然思っている委員会は異なったものとなる。同床異夢になるわけですよ。これは方針の問題ですから、しっかり認識を改めてもらいたいとか、共有化しておきたいと思うんです。

- A 参与 : ちょっと誤解があるようですので申し上げさせていただきますと、地元協議会の下部組織じゃないのかと言われたのはB委員で、それは私は下部組織ではありませんというふうに申し上げました。わかりやすいと思って審議会の例を出したんですが、この第10条をお読みになればわかるように、乙は速やかに専門委員会を設置するとなっておりますね。乙というのは、ふじみの組合のことですから、ふじみの組合がこの委員会を設置する。
- E 委員 : 乙が設置することを、甲、乙が決めたことなのですから、それは当然ですよ。
- A 参与 : それはもちろんそのとおりです。ですから、私も申し上げさせていただいたように、皆さんの問題提起は大切な、非常な前進を生んだというふうに私ども、理解しておりますので、その点はぜひ誤解のないように、よろしく願いいたします。
- B 参与 : あまり重なるような答え方はしないつもりですけども、まず今A参与が言ったとおりだと、私も思っています。7月30日のときですかね、2

4回目の地元協議会のときにも、一応イメージのふじみ衛生組合の安全衛生専門委員会というのをお見せしたことがあると思うんですが、そのことは今回のこの協定書の第10条を受ける中で、今回の設置要綱というのを決めております。やはりこれからふじみ衛生組合がこの施設を稼働させていく上においては、1つ一番大きいのはやっぱり健康問題だろうと。健康被害の防止、あるいは何かあったときの対応をはかることです。

それから、もう一つはハード部分。施設が安全に稼働していく、これが非常に大きなウェイトを占めてくると思いますので、それは専門委員会として部会形式にして、2つに分けてそれを進めたらどうかというのが前提ですので、組織の上とか、下とか、そういうことは全くなくて、しかも、これは乙、ふじみ衛生組合が設置をすると。設置要綱の案の資料8の中には、冒頭にエコサービス云々かんぬんとありますが、この主文については、ふじみ衛生組合は安全衛生専門委員会を速やかに設置するというのが主文になっておりますので、それは全く今A参与からの回答と全く同じだと思います。

E 委員 : エコサービスの操業に起因することだけを本協定書で議論しているのではないので、そこはよく検討してください。

D 委員 : A参与のお言葉の意味をよく考えてみたいと思いますが、上下関係というよりも、A委員からも前回質問がありましたように、地元協議会と、それから新たにできるこの専門委員会の役割分担、あるいは位置関係は一体どうなんだということがわかりません。B委員のような考えもあるし、参与がおっしゃるような考えもあるわけですが。

私どもとしては、E委員がおっしゃるように、これはあくまでも地元協議会というものがあってできたものですから、そういうものとの関係をきちんと条文上決めておく必要があると。これは非常に重要で、しかもこの専門委員会というのは、先ほど発言がありましたように健康問題だとか何だとかいう、地元住民と非常に密接に関係する内容のことを含んでおりますので、ぜひ検討していきたいと。

それで、私の考えなんですが、E委員がおっしゃるように、第10条の3項の中には、やはり専門委員会の結論を速やかに地元協議会に報告するということはぜひ入れてもらいたい。

もう一つ、管理者が選ぶ人選ですけれども、これは資料8の第3条にな

るわけですが、学識経験者4名を管理者が任命、もしくは委嘱するとありますが、地元協議会の決定とは言いませんが、ぜひ協議の対象としてもらいたいというようなことを強く望んでおきたいと思います。

それから、もう一つ、今までの話でますます重要になると思ったのは、第6号ですね。調布市、三鷹市から正副会長を除く委員を1名ずつ選ぶことになっていますが、この部会が2つあるということで、学識経験者が4名になりましたように、ここも各2名、そして各1名ずつが両部会に入るというようなことをお願いしたいと思うわけです。

それから、この要綱の第6条、次のページですけれども、専門委員会は委員長が招集し、必要の都度開催するとなっています。つまり、委員長が開催に対する絶対権限を持っている。それはこの委員会の性格上、やはり住民側のことも十分考えていただきたいわけですから、まず定期的で開催するというのが一番妥当だと思うんです、年2回ぐらいですね。しかし、それがならんといえば、委員の複数名が要求すれば、委員会が開かれるというような条文を加えてもらいたいと思います。

次ですが、第8条のところに、健康部会の非常に重要な仕事として、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査等を含む）を作成するとあります。この条文を入れていただいたことについては結構なんですけれども、疫学調査等の「等」を削除願いたい。等があると疫学調査は1つの例示としてあるわけですから、最終的になくても構わないことになります。

私は、この対応計画において疫学調査は非常に重要、有用なものだと思います。しかし、万能ではないこともはっきりしています。したがって、疫学調査を含む対応計画をつくってもらうのはいいんですが、それを外されては困るので、この等は取ってもらいたい。

次に、これはこの条項にはないんですけれども、私がもともとこういう提案をしましたのは、万が一ふじみが原因で——めったにないとは思いますが、絶対でない以上、こういう健康被害が発生した場合に、起こりました、さあこれからどうしようというのではなくて、あらかじめ決められたシステムに乗って原因究明が速やかに行うためにこういう組織をつくってほしいと申し上げたわけです。

それで、この対応計画があるということは望ましいんですが、そういう

ことが発生しているかどうかについては、その判断のため定期的な健康診断をお願いしました。しかし、それはいろいろな都合でできないようですが、それは仕方ないとして、住民の健康状態を把握する何らかの方法が必要と思うわけです。せっかくここに健康部会なるものが入りまして、そして医師会から推薦された人がおられるとすれば、そういう人たちがこの住民の健康問題に対する窓口になるというふうに、ぜひ条文上つくってもらいたいということが1つです。

これに関係する項目として、本文の第3章、第13条の苦情処理があります。健康被害も苦情処理の1つの対象とは考えられるんですが、こと健康問題になると、この条文は生かされません。なぜかというと、乙は施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合に速やかに確認及び原因究明を行い、個別具体的に対応する。

つまり、健康問題について、ふじみが原因究明を行い、解決策をとるというのは、私らにとってはやってもらっては困る、できないと思います。第13条は健康問題については除外にして、この要綱に改めてきちんと盛り込んでもらいたい。

ほかにもあるんですが、第10条及びその資料8に関して意見だけ述べさせていただきました。

a 副会長 : まず、最初の質問については、先ほどE委員の質問とほぼ同様ということでございましたので、私どものほうで協定書の10条、第3項になろうかと思えますけれども、そのような趣旨で追記させていただきたいと存じます。

それから、2点目につきましては、先ほどから参与からもお話がありましたけれども、まず地元の委員の方については正副会長が既に入られているということで、さらに2名を追加していただきたいということでございます。こちらにつきましては、あわせまして地元協議会から4名ということで、専門委員会ということでもございますので、そのような形でもよろしいのではないかと答えさせていただきたいと思います。

もちろん地元協議会は当然地元協議会としてありまして、先ほど言いましたように、専門委員会のことについては地元協議会に報告するという形になりますので、その辺はお互いにそういう形での関係にあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、学識経験の方の人選等につきましては、先ほども参与のほうからありましたし、B委員からもありましたので、そのような形で、できる限りなるべく適切な方をこちらのほうで、またいろいろしながら考えていきたいと思っておりますし、必要に応じていろいろご相談するところがあるかと思っております。

それから、定期的な開催をというお話がございました。こちらにつきましては、今たしか年2回程度というようなご意見だったと思っておりますので、そのような形で、やはり年2回程度ですね。前半と、後半という形になるかと思っておりますけれども、考えさせていただければと存じます。

それから、疫学調査等という部分につきましては、私ども、「等」は取るということでした承したいと考えております。

A 参与 : 健康相談については、これからちょっと議論だと思います。私どもとしては——調布市さんのほうとまだ意見調整は済んでいないんですけれども、三鷹市側としては、この健康相談についてはこの専門委員会の健康部会の中でやり方等をかなり慎重に議論していただいて、その上でこういう形がいいんじゃないかとか、あるいはアンケートがいいのか、あるいは相談窓口の開設がいいのか、そういうことを含めて検討する中で確定していきたいと、現段階では考えているところです。

それから、委員の人選というのは人事の問題になりますので、お名前を明らかにして議論をするというのはなかなか難しい側面もあるんです。ですから、それも必要であれば正副会長さんなどにご相談することはあると思いますが、そんなに大きな間違いがないように、皆さんの意向と違わないように、そこら辺の調整は適宜やっていきたいと思っておりますけれども、事前協議の対象にはなかなか難しいかなと思っております。実質的に今おっしゃるようなことを反映していきたいということではいかがでしょうか。

B 委員 : 先ほどからいろいろな、みんな意見があるわけです。こんなことを1日やったら、あしたになっちゃいますよ。だから、ご意見があるのは全部文書で出してもらって、そして集約させたらいかがですか。まずそれが1点。

それと、安全衛生なんでもっともらしいことを言うからですよ。大体、事業所、労働基準法も事業所主体で来るんですから、我々の事業所としてはこういういいことをやりますと、堂々と書いたらどうなんですか。こん

なもの、一々、ああ、そうですか、皆さんの意見をなんてやったら、いつまでたっても結集できませんよ。だから、何かがあるなら出してください。それで、捨てるものは捨てて、ふじみ衛生組合はこう考えますというのを出したらいいいですよ。

こんなものをいったら、あしたになっちゃいますよ。私だって、もっと言いたいことはいっぱいありますよ。だけれども、そんなことを言ったら收拾つかないからちよろちよろ言っているだけで。だから、提案しますよ。言いたいことがあったら、文書で出ささいと。おたくのほうで腹を決めて、これとこれを採用する、これはだめですとやればいいんですよ。それでどうだって、かければいいんですよ。こんなことをやったら、あしたになっちゃいますよ。

A 参与 : 文書でお出しいただくことは別に妨げていませんので、ぜひ出せる方は出していただきたいと思いますが、議論は時間の許す限り、できるところまで私どもとしては議論を尽くしていきたいなと思っています。

A 委員 : この10条に関係しては、議事録を見てもらって、私の意見は要望として一つも載っていないんだね。重要な点は、D委員などからもう出されましたから重複になりますけれども。A参与の回答や、事務長の回答の考え方は、私はそれは理解、了解できるんですが、それはどれを担保されるのかという点でいうと、条文には何もないんだよね。

だから、そこを示してくれということをもみんな言っていると思うんですよ。例えば、それが原子力発電所以降、専門家なんて誰も信用しなくなってきた。だから、我々がチェック機能がどこまであるかという問題は限界がありますよ。ただ、御用学者もいるのも知っているわけですよ。A参与の話だと、そういうのは事前にいろいろな調整して、どういう人にしたいんだという内示があってということをお話しになっているので、そういうのがあれば選任する前にどういう人なのか確かめることができるけれども、この条文でどこにそれが担保されているかというのがないわけです。

だから、そういうことをきちっと条文でわかるようにしてくれると、私らはもう少し考えられるんだな、わかりましたって。そこどころが幾つかの問題があると思うので。協議というのを入れるのは、同意というのを入れるのは、それは難しいというのなら難しいという話を。だけれども、そういう問題について条文の整理を私は要望しているんですよ、そういう

ことについてね。言葉では説明されているんだけど、文章に残っていないと、私らだけわかったって将来はわからない。

A 参与 : 学識者の人選の問題については、医師会とか、そういうのだったらはっきりわかりやすいと思いますけれども。

A 委員 : わかりやすいです。

A 参与 : いわゆる、例えば放射能の専門家とかいった場合に、おっしゃるようないろいろな立場の方がいらっしゃいますから、それはどういう視点で選ぶかによっていろいろ違うわけですね。そういうことで、今回専門委員会という性格から学識経験者とか、そういう医師会の方を、医師会の方はそのままですけれども、学識の方を地元協議会の皆さんの増員とともに、同じようにバランスとって増やさせていただきましたけれども。その人選のルールを現段階で条文の中に反映させろというのは、大変難しい要望です。

ですから、この今の会議録の中で記録として、私どもが発言していることをもってご説明いただければいいのではないかなと思います。これ以上のことは現段階では難しいですね。

A 委員 : 私、前にお話ししたことがあるんですが、政府委員だって利害関係者と同意権があるという委員だっているんですよ。示せというなら、私は持てきますけれどもね。そういうことだつてあるわけだから、できないというのは、A参与、もう一步踏み込んで頑張ってもらいたいということを私らは言っているわけです。1回検討してくださいよ。

A 参与 : 既に今ご議論が進む中で、いろいろな視点からこの協定書も膨らんできて、さまざまな基本方針とか、要綱などもこれによって定められてきていますけれども、細かく全部決めてしまうと、今度、逆に直すときまた時間がかかったりして大変だという側面も、一方でございます。この人選の場合は、それに加えて、ご指摘のように大変重要な問題ではあると思いますけれども、このルールというよりは、ですから、この地元協議会の皆さんの中でもいろいろ立場が違いますね。またお考えも違うので、委員の皆さんの中で共通してこの先生がいいというふうになるのも、なかなか難しい話なんじゃないでしょうか。

ですから、私どもとしては、もしもそういう方がいらっしゃるならば、逆に個人で結構ですから、そういう方を。これから決めるんですから、こういう方をご推薦したいということを逆に皆さんのほうから出していただ

いてよろしいんじゃないでしょうか。そのとおりになるとは、もちろん言えませんが、バランスのとれた学識の構成としては、皆さんの個別の要望の中で反映できるものはできるように反映していきたいと思えますし。

ただ、その方たちが必ずしも推薦されたからといって日程が合うとか、ふじみに関係したいと思うかはまた別の話ですけれども、そういう形で事前にお気持ちがあれば、それぞれで出させていただくという方法でいかがですかね。それは別に条文で決めようが何をしようが、皆さんがそういう行動をされれば、私どもはちゃんと真摯にそれを受けとめたいと思えますけれども。B 参与、それでよろしいですか。

B 参与 : ええ、もうそれは、そういう内容になると思います。

A 参与 : では、そういうことでいかがですか。実質的に担保されればよろしいじゃないですか。

A 委員 : 少し考えますよ、私のほうも。

F 委員 : 先ほど地元協議会と専門委員会の位置関係ということで、参与のほうからいみじくも出てしまったわけですけれども、前回の質疑の中でも、A委員のほうから、このことについてはちゃんとこの議事録に残っていますね、どういうポジションなんですかと。それに対して、会長のほうから、次回お示ししますというふうに議事録になっていて、それが示されない状態で、ぼろっと今参与のほうから出ちゃったわけですね。

だから、何かの議論の中でこういうふうに出てきてしまうから、少なくとも我々の地元の委員のほうは、地元協議会の中で議論していったんだから、その中の専門委員会だと。上下関係で、わかりやすく言えば、本議会が地元協議会で、そこの中でまた専門の方を入れて、専門の方が迅速に動いてもらって私らを助けてくれるという位置関係に、私らは認識していませんよ。

それが、そうじゃないんだというふうにとれてきちゃうと、今まで議論を積み重ねてきたことに何かが足りなさを感じてくるんです。理屈的に言えば参与がおっしゃるとおりなんですよ。だったら、余計今までの議論の積み重ねで、お互いに信頼関係を構築してきたと、私自身も思っています。でも、一方では、そういう理屈の説明になってしまう。そこら辺がまた新たに疑問になり、疑問が、ちょっと考えさせてくださいという話につなが

っていってしまうし。

では、何のためにこれを何十回もやってきているんですかと。やっぱりごみ焼却場だからこそ、住民側に情報公開をし、もちろん管理者側のほうがいろいろな施策を決めていく、これはもちろんそのとおりでと思います。微妙な問題があるからこそ情報公開し、住民の方にも参加してもらってつくっていくものだろうと思うんだけど、きょうの内容は微妙にいろいろな項目で影を落としたなど、私は思って、ちょっと残念ですね。

もしそういう観点ならば、余計地元正副会長以外に、先ほど各1名ずつといったものに対して、私もそこは増やしてほしいと思います。そうしないと、住民側のほうの代表が逆に言うと、数の上でいったら圧倒されてしまいますよ。専門知識がないという話もあるかもしれないけれども、住民感覚でもうちょっと迅速にいろいろなことをやりとりしたほうが、私はいんだらうと思うんです。ましてや、バランス感覚で同一だというんだらば。というのが私の感想です。お願いします。

A 参与 : 重要な点なので、私のほうから再度申し上げさせていただきます。何度も申し上げますけれども、地元協議会の下部組織だということと言われたので、私はそうではないということは申し上げさせていただきました。この今までの条文でいうと、第10条には、乙が、ふじみのほうが設置するということですから、そういう意味で言うと、管理者のほうにちゃんと意見具申をする機関としてこれが設けられるという条文構成になっています。ですから、そのことを正直に申し上げたまでのことであります。

それが今までの皆さんのお気持ちと齟齬のある方もいらっしゃるのかもしれないかもしれませんが、組織としてはやはりそれが一番好ましいのではないかと思います。ですから、この専門委員会というのは、何度も申し上げますが、専門的な見地から議論していただくんですけれども、ただ、私ども、この地元協議会で聞いていてもかなり専門的な知識をお持ちの方もいらっしゃるし、一定の方向性についてしっかりとご意見をお持ちの方もいらっしゃるの、その方たちに入っていただくということについては、いいと思います。

ただ、この専門委員会で現在13名、そのうち4名ですよ。3分の1ですからね。3分の1が専門委員会の中で構成されるというのは、別に圧倒的ということではないと思いますし、多数決で決めることでもありませ

るので。これは、今まで見ていてもおわかりのように、どんな状況でも発言される方はいらっしゃいますからね。しっかりとのご意見が、専門家の方でもちゃんと丁々発止意見を交わされる方もいらっしゃると思いますので、私どもはそういうことは全く心配していません。逆に、専門的な見地で専門家の方もそういう住民の方のご意見で刺激を受けて、あるいはいろいろな発想でまた新しい見解も出るかもしれませんので、そういうことをこの委員会では期待しているということです。

それで、この地元協議会の皆さんが実際に代表みたいな形で入っていらっしゃいますし、そこは意見交換もしながらやっていきますから、そこは非常にフラットな関係であるのではないかなと。私ども、第12条の第2項に定める専門委員会ということで、資料8の名称を掲げているものですから、ちょっと油断がありましたけれども、この第10条第2項、つまりこの協定書に基づいてできる組織であるということは、しっかりとこの目的の中で明記して、皆さんとのやりとりの中で、この組織ができたということをしつかり明確にしながら、この地元協議会にも報告するというところについても前向きに検討して、盛り込んでいきたいと思っておりますので、どちらが上とか下とかいうことではありません。ここでの意見がちゃんと反映されるものだと思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

会 長 : もう8時30分に迫っていますが、30分程度延ばしたい。9時ぐらいまでやりたいということなんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。いいですか。

E 委員 : その前に、この協定は最低いつまでにまとめなきゃいけませんか。

a 副会長 : 私どもは、既にお示ししましたとおり、9月いっぱいまでまとめたいと考えております。もちろん、その後の事務的な手続等はあるかと思っておりますけれども、内容については9月いっぱいまでまとめられれば一番ありがたいと思っております。

E 委員 : まとまらなかつたら。

a 副会長 : まとめるまで、もちろんやります。それが、できるだけ9月までまとめたいということでございます。

E 委員 : 試運転を10月からしようというわけですね。

a 副会長 : 試運転は10月ですけれども、実際に焼却が始まるのは12月でございます。

ます。

E 委員 : そうすると、遅くなったとしても、それまでにまとめればいいわけですね。内容の問題ですよ。よくあるあれですけども、どうしても決まらないことは無理して決める必要はないんで、時間かけて決めないほうが。ただし、協定の提携日付というのはいろいろとさかのぼってもできると思う。

それから、今まで操業することにおいて、環境の問題だとか、そういうものについては今まで決まったものだけで当然やらなければいけないですね。要するに先ほどの専門委員会だとか、最後残っている課題みたいなのが少しおくれた場合というのは、それはあり得るのではないかなと。無理やり9月末でやるよといったって、今の状況とするとなかなか難しいんじゃないかなと。

A 参与 : 今の段階で10月に入ったらとか、11月に入ったらということを申し上げたくないんですね。非常にいろいろなヒントをいただいたと思いますけれども、日付は後でとなると、実際に試運転が始まったりするのを見ながら協定をやるのは難しい話だと思っていますから。

ですから、どこまで延ばせるかというのは、とりあえず9月いっぱいまでにぎりぎりまで頑張ってみた、そのぎりぎりのちょっと前にどうするかはまた皆さんとご協議したいと思います。今は申し上げられないです。

会長 : 9月いっぱいまで頑張って議論して、できなければそれもあり得るかなということで、ご理解をいただきたいと。

E 委員 : 試運転に間に合わないようなら、仮協定だっていいわけですよ。

K 委員 : この専門委員会なんですけれども、やはり全体的にそれらしい条文じゃない気がするんです。第1条に、協定書の第10条第2項に定めるという文言を、1条のところにきちんと明確にうたわなくてはいけないと思うんですよ。そうすると、位置関係もわかるし、それだからといって下部組織ではないとおっしゃっているので、協定書とこの専門委員会は同列に考えていらっしゃるのか。

先ほど、例えば審議会というお言葉が出てしまったので、審議会と同等の位置だとすると、管理者に諮問とか意見が言えるということで、そういう考えだとかなり昇格しちゃったような委員会の位置づけになるかなと、私はやはり気がします。そういうところをもう少し文言のところに、協定書の中から出てきたということで明確にしたらいいと思います。

あと、それと名称は仮称と書いてありますので、これ、単純に私はふじみ衛生組合専門委員会要綱というふうにしたほうがいいかなと思って、安全衛生というのは特段ここで名称に使わなくてもいいのではないかと思います。

それで、第2条で所掌事項ということで明確にうたっているもので、すっきりするのではないかなと思います。これはまたほかの方のご意見もあると思いますので、私の意見で述べさせていただきました。

B 委員 : 9月までとか、これは、じっくり時間をかけて内容を確かなものに仕上げていただきたいですよ。いいかげんなことで成立を急ぐ必要もない。法令に違反しなければやりますということで、皆さんの了解を得たらどうなんですか。条例とかそういうものに違反しないように運営しますから、協定は、しっかりした協定をつくるように努力されたらいかがなんですか。提案します。

a 副会長 : 提案をいただいたということですね。

b 副会長 : E委員も、皆さん、ご心配で、こういう話は前の協議会でも出て、我々、会長ともども議事進行、時間の問題なんかも常に頭に入れながらやっております。だから、E委員のご心配は我々は当然理解した上で、何度もお話ししたと思いますけれども、まずはここで徹底した議論、そして自分たちの意見を出してくださいという上で、話をずっと進めてきております。

どうかご理解願いたいと思います。同じようなことをF委員からも前回は言われております。さっき会長からありましたけれども、また新たにもう一回、9月はやらせていただくということも、この後提案することになっておりますので。我々としては、一応形の上では9月終わりとなっておりますけれども、その前提は徹底した議論をするんだということの上で立っておりますので、よろしく願います。

それで、ぜひさっきの会長の提案、30分ということを了承していただければと思います。

D 委員 : 10条でずっと議論していて、尽きていないことはわかっているんですけども、ほかのところも宿題になっても結構ですから、ぜひ提案としてお聞きいただきたいと思います。

まず第12条の2の放射能関係の話ですけども、資料6というのは、先ほどご説明がりましたが、非常に踏み込んだ内容を示していただいて

います。内容そのものには全く異存はありません。ちょっとわからないのは、この本文の第12条に書かれている放射能に関する措置が資料6だと思うんです。それは、ここに一緒に連なっているから、そうだとわかるんですけれども、協定書は協定書でしょう。この資料6というのは一体どんな性格なのか。覚書にするのか、あるいは附属資料としてつくのか、あるいは要綱になるのか、その辺の関係がよくわからないので、ぜひ次回にはきちんと示していただきたいと思います。

それから、もう一つ、第14条の損害賠償で意見がございます。読みますと、乙は、施設へのごみの搬出入及び施設の稼働に起因しとありますが、いろいろ私どもが調べた結果、施設の設置並びに稼働というふうに、設置を入れてもらいたい。というのは、例えば電波障害みたいなものは稼働に伴って起こるものではなくて、設置そのものが起因するわけですから、そういうことをお願いしたいということが1つ。

それから、次に、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合には、誠意を持ってその補償を行うとなっておりますが、これは私ども、たまたま弁護士さんがおられていろいろ議論したんですけれども、この乙の責に帰すべき事由によりというのは削除していただきたい。終わりに、ただし、その損害が乙の責に帰すべき事由によるものでないことを乙が実証した場合には、この限りではないというふうにつけ加えていただきたい。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、私どもが一番頭にあるのは、ふじみが原因で例えば公害が起こったというようなことであります。そのときに、現在の公害裁判等においては、加害者側が大半の証拠資料を持っていて、被害者側がこれを立証するということが非常に難しい状況になっていると。裁判でも多くの判例があるやに聞いておりますが、被害者側の立証責任というのを極めて軽減化しているということでございます。

そういうこともありまして、時代の流れとしましては、このような文章でよろしいのではないかと思います。このこと自体が、先ほど議論しております第10条との関係でも出てくるわけで、ぜひそういうふうに検討いただきたいなと思っております。

A 参与 : 今の後段のほうのお話ですけれども、私どもの立場からすると、第14

条の最初の部分で、ごみの搬出入とか施設の設置、稼働とか、非常に幅広く、事故なり何なりが起きたときの補償の範囲を述べているわけです。今D委員のおっしゃったただし書き以降の部分というのは、それだけ間口を広げておいて、つまり、例えば出入り口で何か自転車がこけたとか、この事由じゃなくても、何か急にぐあいが悪くなったとか、そういうことを含めて、全て申し出があったときには、ふじみ側のほうで全て自分のところに責任がないということを立証しなければ、自分のところで補償しなければいけないというのは、これはちょっと行き過ぎた議論になってしまうんですね。

それはおわかりだと思いますけれども。ですから、ご指摘の部分というのは、公害裁判なんかで和解によって一応の決着のついた事例はおっしゃるようなことでやっていますけれども、基本的には私どもも弁護士さんを通じていろいろ議論をしたところでございますけれども、ここのところは、もしも公害のところ限定した今のご意見であるならば、やはりD委員ご自身が言ったように、専門委員会の中の疫学調査等のそういう議論の中で、こういう場合はふじみ側のほうで責がないことを立証しなければいけないとか、あるいはその前段で調査しなければいけないとか、そういう限定の仕方をどうするかということを専門委員の皆さんがご議論する中で決めていただかないと、今のこの条文の中で幅広にやり過ぎてしまうと、これはまた逆に法的に不公正といいますか、ご近所でないことも含めれば、住民監査請求の対象になるような話になってしまいますから。

私どもとしては、その条文は現段階ではこういう形でとどめさせていただきたいと。あとは、その専門委員会の中でぜひ議論していただいて、一定のルールを決めていただけたらと思っているところです。

a 副会長 : あと1点、例えば電波障害の例がありまして、施設の設置及び施設の稼働と、両方入れていただきたいというのは、まさにそのとおりだと思いますので、ここはそのような形で修正させていただきたいと思います。

D 委員 : 先ほどA参与から、交通事故が起こった場合という話がありましたのですが、私ども、交通事故が起こったときに、乙に立証責任を要求することは、常識からいって考えられないわけです。交通事故が起こったら、大体刑事的には警察が出てきてやって、そして損害賠償については保険会社がやるわけです。それをふじみにやってくださいなんていうのは非常識な

ことであって、そういうことを望んでいるわけではありません。

もし、そういうことをあえてふじみがやってくださいという言い方で言うならば、例えばちゃんと事故が起こったら速やかに届けてくださいよとか、それから保険は相応の車両保険に入っておいてくださいよということであって、警察にかわってふじみが何でもしないかん、自転車が転んだらあそこに責任がないということを立証せないけないということではありませんので、その辺はよくご理解いただけたらと思っております。

A 委員 : 今の問題、私はD委員の意見に賛同している1人。やはり責めがないのに補償せいと言っているわけではなくて、責めの立証をふじみがやるのか、被害者がやるのかというだけの話で、責めがないときは、どっちがやったって補償されません。それは立証責任の問題だけなんだから、1回考えてくださいよ、我々の要求のとおり。どこまで幅が広いのかって。A参与、幅を広げているから補償について大変なんだというふうなことを言われたけれども、これもD委員の話にあるように、常識的に整理される部分は争いになんかならないですね。

争いになったときのことを言っているわけで。前々から私はずっと要望してきたわけですが、ここのところはもう一回再考してもらいたいと思いますので、私のほうからも重ねて意見を述べておきます。

A 参与 : お気持ちはよくわかります。今まで心配されているのが杉並の事例だとか、あるいは今までの公害裁判の事例ですから、それはそのような和解で決着をつけている経過があるということは十分承知しています。ただ、今の段階で、先ほどの修正の文案でいえば、地域住民に被害を及ぼした場合は誠意を持ってその補償を行うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき原因でないことを立証したときは、乙が自分で自分のところは何も問題ないんだということを立証したときはその限りではないという文案ですから。それは、前のいろいろな、ここで言う施設へのごみの搬入及び施設の設置、稼働に起因する全てを含んじゃうんですよ、この文章から言うと。

それで、後段の自分のところでふじみ側が立証しなければいけないというのは、公害のような、そういう場合のまさに皆さんがご提起されている専門委員会の中での疫学調査等の趣旨のまさにその延長である話であると思います。ただ、その疫学調査等に、どういう場合に疫学調査をして、どういう場合にそういう形にするかということについての、まだ基本的な合

意が今回のこの中だけでは難しいだろうという中で、この条文がまだ幅広であり過ぎるということと、共通の理解がされていないところでそこまで踏み込んで書くのは難しいということを申し上げさせていただいているので。

ほかに何か表現の方法があるかどうかを含めて、皆さんのお気持ちどおりになるかどうかわかりませんが、精いっぱい考えさせていただいて、次回ご説明させていただきたいと思います。

A 委員 : 基本は協定なんだから、表現を含めて検討してください。

A 参与 : 検討はします。

B 委員 : 専門委員会ですけれども、先ほど設置の第1条についていろいろ意見があったわけですが、もう一個確認ですよ、第1条の目的はエコサービスではないと。これは、いわゆる不燃物が抜けちゃっていますよと。これは、設置の第1条、条文は全部直すんですか、直さないんですかが1点目。

それと、これはA参与がおっしゃったように、ふじみ衛生組合に対する中の監視的な組織で、ふじみ衛生組合の内部組織というふうに考えてよろしいですが、2点目。以上、お願いします。

A 参与 : 私どもは、乙が設置するというふうになっているんですから、ふじみ衛生組合の内部組織だというふうに理解しております。

それから、目的については、B委員のほかにもいろいろご意見が出ましたので、あわせてご検討させていただきます。

B 委員 : 次回。

A 参与 : 次回、お示ししたいと思います。

O 委員 : 専門委員会の件でちょっと申し上げたいんですけれども。専門委員会、先ほどどなたかの委員がご発言がありましたけれども、まず専門委員会の資料8の第3条ですね。「専門委員会は、管理者が委嘱し」と書いてありますけれども、管理者というと、現段階では清原市長ですね。それで、やっぱりこの委員会を設置するに当たっては、まず稼働の安全性というのが第一だと思います。次は、人体における健康管理、影響度、それが第2だと思います。

一番大事なのは、この資料3の第13条の苦情処理です。苦情処理が一番大事だと思うんです。放射能とか、いろいろな健康管理だとかいうのは、

マスコミのニュースや何かが出て非常に関心が深いんだけど、細かい苦情処理を引き上げるためには、あるいはそれをよく聞くためには、やっぱり住民の委員の方が多のほうが、僕はいいと思うんです。副会長、会長、それから地域住民1名というふうになっていますけれども、もっと多くて、おそらくあまりたくさんいてもしょうがないですけれども、せいぜい三鷹市、調布市の住民各3名ぐらいが、私は適当ではないかと提案したいと思います。以上です。

A 参与 : 第13条の苦情処理というのは、ふじみ衛生組合全体で受けとめることだと思っています、まず。その対応について、第2項にあるように、こういう苦情があって、こういうふうに対応しましたということを専門委員会も報告をして、対応をチェックしてもらおうということになろうかと思っていますので、まさに専門委員会の中では、報告の内容についての議論はもちろんされると思いますが、直接の対応は、まず常勤である職員がきちんとやるのが第一義であると思っています。

B 委員 : 平成21年の4月の環境評価の中で、東京都の環境局に意見書を私は出しまして、その回答が21年1月8日に前生活環境部長——事務長の前の人で、1月8日となるとまさに入れかえの時期でございまして、東京都の環境局から指示がありましたね。それに対応しますと21年1月8日、事務長から回答を得ていますけれども。

そのように、対応した。そのときの中で、管理者が、苦情についての窓口は設置するようにしますとある。東京都が送ってきた環境評価の中の何ページが忘れちゃったけれども、書いてあります。したがって、その窓口が今のこの専門委員会ですか。それとも、そういう窓口は、ふじみ衛生組合のあなた自身のところに設けたらどうなんですか。これはむしろ監視するほうでしょう。この専門委員会というのは。

大体専門委員会というのはおかしいですね、そこまで言わないけれども。これは考えておいてください。専門委員会なんておかしいですよ。だから、そういうことを、もう一回言いますよ。そういうことを、ふじみ衛生組合の事務長の下に窓口を設けるということになっているんじゃないですか。

a 副会長 : 今B委員がおっしゃるとおり、苦情窓口はまさにふじみ衛生組合事務局そのものでございますので、現在も苦情がある方はふじみの衛生組合のほうに来ております。これからも新しいところに移りますけれども、ワンフ

ロアになっておりますので、その窓口に来ていただければということで、まさにB委員の言うとおり、ふじみのほうで窓口ということでございます。

A 委員 : 私が発言した関連のものだから、11条。施設立ち入り問題。私が言うから、入れて書き直していただいたということに多分なるんだろうと思うんですが、書き直したほうが悪くないですか。悪くなったんじゃないですか、これ。前のほうがいいよ。

だって、前のほうは、甲は、施設へ立ち入りを求めることができるって、甲のほうの主語で、できて、ただし、断るときもあるよと書いてある。断るときもあるよという中身は、施設の稼働及び安全対策上支障がないと、限定されているんです。上のほうは施設管理上支障がないといたら、概念がぱっと広がっちゃうじゃない。だから、前のほうがいいよと僕は思っているんで、1回意見だけ述べておこうと思ひまして。

A 参与 : どっちでもいいですよ。前回からそうなっているので、前回言っていただければそれでよかったと思うんですが、今、前がいいと言うんなら、前でも結構ですよ。

B 委員 : 施設の稼働及び安全対策上ということは、すぐ理由になるわけですよ。危ないからだめですよと言われたら、敷地内にも入れないから、いいですよ。立ち入ることができるでいいんじゃないですか、後で消してくださいよ。ということは、施設の稼働及び安全上支障がないと認めたときはと。あそこへ行けば、危ないからだめですよと敷地にも入れないから、だめだと。だから削らしたんですよ。A委員がもとへ戻すって言うんだから、「甲は、施設内への立ち入りを乙に求めることができる」で切っておいてください。あと、ただし書きは私は反対します。そうしていいんでしょう、A委員、ただし書きは削るんでしょう。

A 委員 : 事務局に任せます。

A 参与 : ちょっと待ってください。あえて言うなら、それはだめです。施設安全管理上の責任を私どもは持っていますから、それは事前に了解を得る手続をしてもらわなきゃいけませんし、ですから、この文言の消したほうか、今のほうか、どちらかを残してもらわなきゃいけないです。

B 委員 : 異議あり。おかしいですよ。だめだよと言われたら、入れないですよ。危ないですから一言で終わり、敷地内にも入れない。冗談じゃないですよ。敷地内に入れられないじゃないですか。それは、傍聴人からいろいろ意

見もあったように、それはふじみ衛生組合の防衛手段なんですよ。だめだというのは。昔からそうですよ。

a 副会長 : 基本的にふじみのほうの事務局に来ていただいて、これから見させていただきますということで、それは特にきょう工事しているとか、そういうことがない限りは、基本的にはそういうことで対応できますので、安心してください。ただ、安全のことがありますから、必ず最初にふじみの事務局のほうに来ていただいてということでお願いしたいと思います。

A 委員 : 私が私見を述べただけだから、B委員が了解できるやつにして構いませんよ。

B 委員 : 要するに、A参加が、わかりました、これ以上質問するならやりますと言うから、においについてはわかりましたよ。話し合えというんだから、話し合いますから。しかし、現実に出てたとき、私は被害者だと申し立てしているんですよ。被害者だからだめだと。2つ原因があるんですよ。1つは、おたくがOK出したことと、もう一つ、あそこは全部扉が開いているんですよ。

会 長 : 済みません、B委員、その問題に関してはもう、ちょっと。

B 委員 : 何で。だって、取り消されたら困るんだ、私は。それを現認に行くんだから、私は。

会 長 : いや、臭気の問題を今取り出されても。

B 委員 : いや、臭気じゃないですよ、扉があいてる。それはいいですよ、事務長が私に説明するっていうんだから。

B 参加 : 施設の立ち入り、第11条の関係で、A委員、B委員のほうから話がありましたけれども、やはり施設の設置者は、施設については安全管理を怠ってはいけないんですね。これは基本的なところで、この条文上からこれは外せないという形になります。ただし、それは、では、どういうふうに施設管理上支障があるか、ないのかというのは、それはそのときに判断をいたしますので。場所も、時間も、来た方がどこまでどういうふうにということがありますから、それは事前の形で申し出をいただければ、安全管理が担保される場合には、それは施設は見ていただくことは可能という形になりますので、それは運用の中で対応していくという形になると思います。

F 委員 : これ、文字にいろいろとあらわしてくると、今までニュアンスでみんな

勝手な解釈というか、それぞれの頭の中で描いていることが字にあらわしてみると、それをもう一回読んでみると、やっぱり、あれ、ちょっとニュアンスが違うなということはあることだと思うんです。

だから、戻す、戻さないの話もいろいろあるんでしょうけれども、一たん、次回のときには、この協定書以外にいろいろな資料の位置づけの問題がありますね。これ、附帯、処理としてどういうふうにつくのかということも含めて、まだ不完全でもいいですから、まず1冊、これで自治会の会長たちに判子を押してもらいますよというのを、途中ででもいいですから、まず1冊、どこまで入るのか、そこら辺を次回は欲しいなと思うんです。

検討します、次のときに考えを示しますというように、さっきのしつこいようだけれども、A委員が前回質問した、会長はそれに対して何か考えを示しますよと言った位置づけの関係がありますね、委員会と地元協議会の。それについては、これはどこにも反映されていないじゃない。たまたま出た言葉の中で云々ということで、話が盛り上がっちゃったわけだけれども。

やはり、一度、そういうふうな考えを示しますと言ったものについては、議論の対象となる、明確にするためにも、書類にしないと。それで出したり、引っ込めたりというのはあるかもしれないけれども、後で議論を重ねていって、実はこういうことで乙と書いてあるでしょうという話になると、こちらの理解も偏っていたのかもしれないけれども、根本のところの話になってくるわけね。

そこに、先ほど私も言いましたように、あれっと思って不信感になってきて、せっかく積み上げてきたことに対してもう一回ゼロに戻ることになるから、私は事務長にお願いしたいのは、出せる資料は出してくださいというのはそういうことなんです。つまらないところでつつき合う話になっちゃうから。そういうものがあれば、どんどん進む話になってくるんだろうと思うんです。

会長、やっぱりそれはA委員の意見に対して、前回考えを示しますと言ったやつに対して何も出ていないから、これは私は会長の責任だと思いますよ。

会 長 : 失礼しました。

F 委員 : 何かやっぱり考えをちゃんと絵にあらわして、みんながそれをもとに認

識をしないと、最後の点検するところになってきて、ニュアンスはちょっと違うんじゃないかと思うのはこっちですからね。そっちはそっちの理屈があるかもしれない。誤解のないように進めていきたいと思うので、意見です。

会 長 : わかりました。はい、ありがとうございます。

事務局はそういうふうにできますかね、次回。これだけのものをつけるというような、そういう形。

a 副会長 : 現在ここについているものが、基本的にはこの関連全部、今のところそういう形です。あとは、先ほどD委員からも、F委員からもありましたように、ここの関連性が将来途切れないようにする工夫、例えば先ほどの放射能の基本方針だとか、そういうところの関連性のところをどうやってやるかというのは、技術的な部分も含めましてよく検討して、ばらばらにならないような工夫を考えたいと思います。今現在ここに出しているものが、全て今のところ、協定とその関連の資料ということでございますので、それはそういうことをご理解を。

F 委員 : 基本的にこの裏についてくるようなイメージで思っていればいいんですか。

a 副会長 : そのつけ方として、例えば、このときに別途、基本の方針として定めるとか、別に定めると明らかに書いているものは、別に定めるのはこれですとつけるとか、何かうまくセットになるようにしてほしいということだと思います。今お示ししているのが、全てこれがセットというか、関連でやっております。

F 委員 : それで、質問だけども、なぜ私がそこまで言うかということ、今まで協議会をやっていて、説明資料、例えば1点を挙げるならば、相互支援と広域支援の話のときに、武蔵野市の説明がありましたね。あのときに、相互支援の説明の中で武蔵野市の絵を描いて、こことが相互支援。そこを書く、書かないで、しばらくその日は議論、もめましたね。ああいう資料は、では、本文につくんですかと言ったら、それはつけられないという話だったじゃないですか。だから、その位置関係が常に問題になってくるんですよ。

だから、いいですよ、これは全部資料、1から9まで全部つくんですとはっきり言っていただくなりいいんですけども、そこが何かちょっと、いろいろ注意をただしていくと。先ほどの委員会の位置づけのように、私

らの勝手な解釈だったかもしれないけれども、これは地元協議会の下部とは言わないけれども、この枠の中で協議してできた委員会だからという思いがあったわけですよ。A 参与がおっしゃるように、理屈を言ったらそうなのかもしれない。

でも、だったら、ちゃんとそういうことを出すべきですよ。ふいに今参与が説明したからその話が出ただけの話であって、示していないんじゃないの。位置づけについてはと質問したんだから、だから、私は会長の責任ですよと言っているんですよ。

A 参与 : 認識しているか、していないかという、また水かけ論になって、私は7月からしか直接参加していないのでニュアンスの違いもあったかもしれませんが、この協定のもとに第10条ができていうことは共通認識ですね。その第10条には、乙が設置するという事になっている。つまり、ふじみのこの衛生組合がつくるという、こういう前提であるということとは明確なわけですよ。ということは、だから、ふじみ衛生組合の責任者がこれを設置するわけですから、そこに意見を具申するような関係になるだろうと。

地元協議会というのはまさにこれをつくったもの、協定書に基づいてできたわけですから、まさにその発信源であり、常に一番重要視しなければいけない1つの団体であることは明白なことです。ただ、異議を出す関係とか、報告をする関係とか、委嘱をするとか、いろいろなことがありますけれども、とりあえずその3つしかない。議会のこととかいろいろまたありますけれども、組織の関係を図にするといっても、非常に単純なものですけれども、それは必要であれば概念図を用意することは……。私ども、この第10条で全部説明し切れていると思ったものですから省きましたが、大変失礼しました。それは次回、ぜひつけさせていただきます。

それから、これ、協議する中で、まさにここは皆さんたちのご意見を反映させながら進んできたものですから、ですから、そういう意味では基本方針が新しくできたり、設置要綱ができたりということで、いわばその後、建物を別棟で増設しているようなものですね。それでまた整理をどうするかという問題提起がございましたから、それも次回までにその構造といたしますか、体系というものを明確にしながら、これは協定の中で定められたもの、先ほど事務長が言ったように、あるいはそれは附属の資料として考

えているもの、あるいは別個に、関連しているけれども別な基準ということをつくったものとか、今ありますから、それをちゃんと体系化して、ご説明させていただきたいと思います。

会 長 : 意見が尽きないようでございますけれども、ちょっと時間がなくなってしまいました。ですから、第3章はまだ残念ながら。

K 委員 : 済みません、9月は2回ぐらいしたらいかがですか。

会 長 : そう考えております。その他報告、お願いいたします。

4 その他

(1) その他報告

新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

H 委員 : 時間が大分過ぎてしまいました。机の上にふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュースの8月号というのを置かせていただきました。現場のほうは着工から2年を過ぎたわけですが、この間無事故、無災害で進めております。現在の進捗率は約85%まで来ております。ちょっと詳しい説明は避けますけれども、10月1日の受電に向けて順調に進んでいるというところでございます。

(2) 次回日程

会 長 : 次回日程。

a 副会長 : 14日か19日ですね。

会 長 : 9月14日、金曜日、または9月19日、水曜日、どちらか。

F 委員 : 早くやることを提案します。

(日程調整)

会 長 : ということで、済みませんけれども、9月19日水曜日、6時半から。場所はここでということになります。

L 委員 : もっと早いほうがいいんじゃないですか、もう9月19日。

会 長 : 日程がとれないんですよ。

a 副会長 : その後、27日にやりますので。

会 長 : 日程がとれないので、いろいろ皆さんの日程をすり合わせてこれなんで、済みませんけれども。

b 副会長 : 2回やりますんで、9月。

会 長 : そうです、9月27日もありますので、よろしく申し上げます。
ちょっと長時間になりましたけれども、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

21時07分 散会